

鉛製給水管（鉛管）の解消にご協力ください

※鉛製給水管とは？

鉛製給水管（鉛管）は、柔軟で加工しやすいため安来市においては止水栓、水道メーター周りなどに昭和５２年前後まで使用されてきました。

しかし、近年は鉛の人体に及ぼす影響が指摘されるようになり、現在では使用されていませんが、昭和５２年以前に建てられた建物で、その後改築など行われず古い水道管が現在まで使われている場合は、鉛管がある可能性があります。

また、昭和５３年以降に建てられた建物でも、既製の給水管をそのまま利用している場合は鉛管が使用されている可能性があります。

ただし、次の地域では使用されていません。

- ・旧広瀬地区
 - ・旧伯太地区（旧安来市上水道からの給水区域を除く）
 - ・昭和５４年以降に造成された宅地に建てられた家屋で、新たに配水管より給水管を分岐した給水装置
 - ・吉田地区

※鉛の水質基準について

水道水は「安全でおいしい水」を供給するために、水道法によって水質基準が定められています。現在、水質基準は５０項目あり、「濁り」「臭い」「色」など基本的項目とともに「鉛」の項目もあり、蛇口から出た水道水の鉛濃度が平成３年度までは０．１mg／リットルでしたが、徐々に基準が強化され現在では０．０１mg／リットルと、より厳しい基準となっています。

（現在お届けしている水道水は厳重に検査を行い、基準値内の安全な水です）

※安来市としての対応・対策について

（１）平成２１年度から下記の工事により鉛管の使用実態調査を行います。

- ①水道用メーターの交換にあわせて鉛管が使用されている箇所の調査・確認作業を行います。
- ②配水管改良工事
- ③老朽管改良工事
- ④各水道管支障移転工事
- ⑤漏水修繕工事
- ⑥給水装置工事

（２）鉛管部分の取替えについて

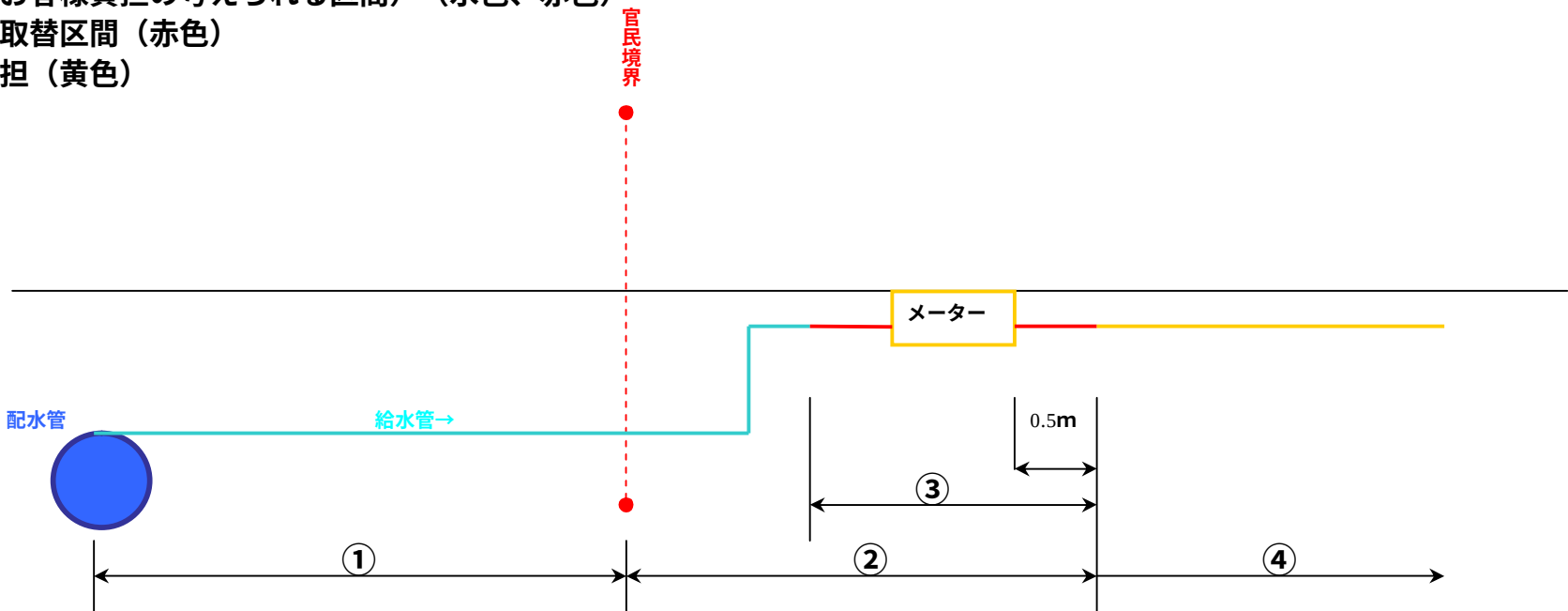
鉛管使用が確認された場合には原則、市の負担にて取替を行います。が、場合によってはお客様にご負担がかかる事もありますので市水道工務課及び鉛管調査を行った業者にお問い合わせください。また、新築及び改築・改修などで水道工事をされる際に取替をさせていただく事もありますのでご協力をお願いします。

お客様に負担のかかる場合

- ①止水栓の取替
- ②メーターボックスの取替
- ③１m以上のメーター移設
- ④植栽・特殊コンクリート等の撤去・復旧
- ⑤メーター２次側の鉛管が０．５mを超える場合

（３）鉛管が確認された場合の負担区分図

- ①市負担（水色）
- ②市負担（お客様負担の考えられる区間）（水色、赤色）
- ③基本的な取替区間（赤色）
- ④お客様負担（黄色）



※鉛管対策に関するお問合せは

上下水道部水道工務課給水セクション

担 当 秦 、 勝部

TEL 23-2021 までお願いいたします。